

滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例の改正について

1. 条例改正の趣旨

化石燃料に依存しない社会経済構造の確立により、豊かな県民生活や経済の持続的な成長を実現しつつ、温室効果ガス排出量が削減された「低炭素社会の実現」を目指して、平成23年4月に「滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例（平成23年滋賀県条例第12号）」（以下「条例」という。）を施行した。

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年10月9日法律第117号）および条例に基づき、平成24年3月に滋賀県低炭素社会づくり推進計画（以下「推進計画」という。）を策定（平成29年3月改定）し、温室効果ガスの排出を抑制する「緩和策」と気候変動の影響に対処する「適応策」の取り組みを進めている。

しかしながら、本県においても異常気象や琵琶湖北湖の一部で全層循環が確認できないという観測史上初めての事態が生じるなど、農林水産業や自然生態系などの様々な分野において気候変動の影響と考えられる現象が現れてきており、危機感をもって気候変動対策に取り組んでいく必要がある。このことから、本年1月に「“しがCO₂ネットゼロ”ムーブメント」キックオフ宣言をした。

また、適応策については、平成30年6月には気候変動リスクの回避・軽減を進めるための「気候変動適応法」（平成30年6月13日法律第50号）が制定され、本県においても「滋賀県気候変動適応センター」を設置し、取り組みを進めている。

そこで、これらの課題に対応するために条例の改正を行う。

2. 現行条例の概要

○地球温暖化対策を直接目的とするのではなく、滋賀県が目指している「持続可能な社会」の実現のために「低炭素社会づくり」を進める目的としている。

○主な義務規定

- ・事業活動に係る取組として「事業者行動計画書制度」を規定。一定規模以上の事業者は、低炭素社会づくりに係る取組を定めた計画書と、その実施結果の報告書を作成・提出
- ・自動車に係る取組として「自動車管理計画書制度」を規定。一定規模以上の事業者は、自動車の使用に伴う温室効果ガス排出抑制に係る取組を定めた計画書と、その実施結果の報告書を作成・提出。

3. 国内外の動向

○平成27年9月に「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択。持続可能な開発目標（SDGs）として17のゴールおよび169のターゲットが掲げられた。

○平成27年12月に「パリ協定」が採択。今世紀後半に温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡（世界全体でのカーボンニュートラル）を達成することを目指す。

○平成28年5月に「地球温暖化対策計画」が策定。「2030年度において、2013年度比で26%減の水準にする」ことを温室効果ガス削減目標として設定。

○平成30年6月に気候変動リスクの回避・軽減を進めるための「気候変動適応法」が公布。適応策を法的に位置づけるとともに、都道府県等による「地域気候変動適応計画」策定の努力義務、適応の情報収集・提供等を行う拠点（地域気候変動適応センター）機能を担う体制の確保等を規定。なお、平成30年11月には「気候変動適応計画」を制定。

○令和元年6月に「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を策定。最終到達点として「脱炭素社会」を掲げ、今世紀後半のできるだけ早期に実現していくことを目指す。

4. 滋賀県の動向

- 平成 28 年 3 月に原発に依存しない新しいエネルギー社会の構築に向け、「しがエネルギービジョン」を策定。①省エネルギー・節電の推進、②再生可能エネルギーの導入促進、③エネルギーの効率的な活用の推進、④エネルギー関連産業の振興・技術開発の促進を基本方針とする。
- 平成 29 年 3 月に「滋賀県低炭素社会づくり推進計画」を改定。「2030 年度において、2013 年度比で 23% 減の水準を目指す」ことを温室効果ガス削減目標として設定するとともに、適応策の取組を追加。
- 平成 31 年 1 月に、地域において気候変動適応を推進する拠点として、気候変動適応法に基づく「滋賀県気候変動適応センター」を設置（国内で 2 番目）。
- 平成 31 年 3 月に「第五次滋賀県環境総合計画」を策定。「いかに適切に環境に関わるか」というより広い視点で施策を進めることとし、「環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環の構築」を目標とする。
- 令和 2 年 1 月に 2050 年に二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目指し、県全体で機運を高め取り組んでいくために「しが CO2 ネットゼロ」ムーブメントキックオフ宣言を実施。

5. 見直しのポイント

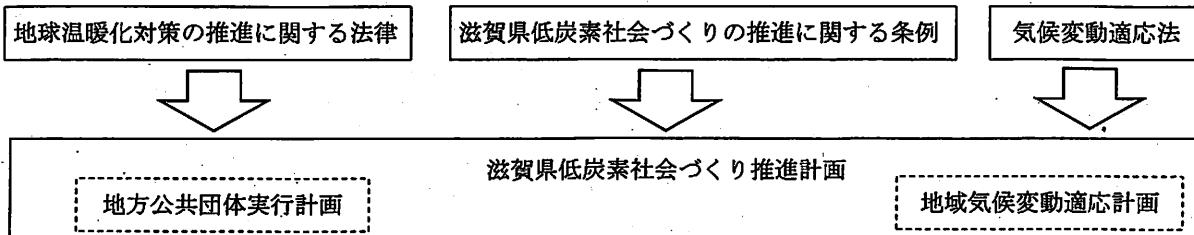
- 緩和策の強化（義務規定等の見直し)
 - ・2050 年に二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目指し、既存施策を見直すとともに、新たな規定について検討を行う。
 - ・再生可能エネルギーの推進等については、しがエネルギービジョン（令和 3 年度に改定予定）との整合を図る。
- 適応策に関する規定の追加
 - ・現行条例では、適応策に関する規定は「農業および水産業」のみ。条例に基づく推進計画を気候変動適応法に基づく「地域気候変動適応計画」として位置づけるとともに、さらに適応策の取組を進めていくために、適応に関する定義や県の進める適応策の方向性等の規定を追加する。

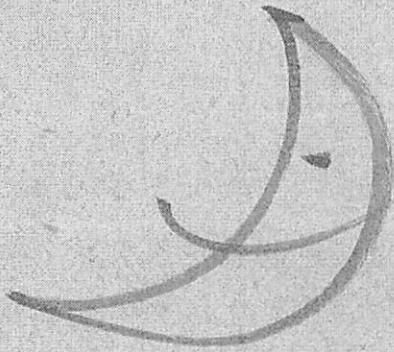
6. 今後のスケジュール

令和元年 12 月	環境審議会に諮問 (温暖化対策部会で 4 回程度の審議)
令和 2 年 10 月頃	環境審議会から答申
令和 2 年度内	県民政策コメントを経て、議会に上程

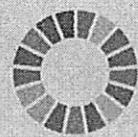
<参考>

法・条例と推進計画の関係





SDGs未来都市・滋賀



滋賀県は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

「“しがCO₂ネットゼロ”ムーブメント」

キックオフ宣言

近年、気温の上昇、大雨の頻度の増加など、気候変動およびその影響が全国各地で現れている。昨年は、台風15号や19号など異常気象が相次ぎ、河川氾濫や大規模停電によって住民の生命や財産、そして自然生態系に多大な被害が発生した一年であった。

また、本県では、琵琶湖北湖の一部で全層循環が確認できないという観測史上初めての事態が生じるなど、農林水産業や自然生態系など様々な分野において気候変動の影響と考えられる現象が既に現れてきている。

今後、地球温暖化の進行に伴い、猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されており、世界は、気候変動という緊急の脅威に直面している。この脅威に対する世界全体での対応を定めた「パリ協定」の目標である世界の平均気温上昇を1.5°Cに抑えるためには、世界の人為的なCO₂の排出量を2050年前後に実質ゼロにする必要がある。

本県は、琵琶湖や周囲の山々など豊かな自然環境に恵まれるとともに、グローバルなサプライチェーンの一翼を担う製造業の集積も進んでいる。また、「石けん運動」などの県民運動が展開されてきた歴史を持ち、全国に先駆けてSDGsを県政に取り込むことを宣言した、SDGs未来都市である。

このような本県だからこそ、環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環が実現する社会の構築に向け、今、将来世代のためにも行動を起こさなくてはならないと考える。

よって、本県は、2050年にCO₂排出量を実質ゼロにすることを目指して、県民や事業者等多様な主体と連携して取り組んでいくことをここに宣言する。

令和2年（2020年）1月6日

滋賀県知事

三浦 入道